

平成15年4月1日 中央環境審議会会長
(財)地球環境戦略研究機関理事長 森嶋 昭夫

1. 地球温暖化問題を巡る国際的状況

- 1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を気候系に対する危険な人為的影響を防止する水準で安定化させることを究極の目的とする国連気候変動枠組条約を採択。
- 条約は、温室効果ガスの排出に関する目標達成が義務付けられていないこと等から、1997年のCOP3（第3回締約国会議）で、先進国の温室効果ガス排出量について、各国ごとに達成すべき数値目標を設定する京都議定書を採択。京都議定書では、国内排出抑制対策のほか、吸収源対策、京都メカニズムの活用が認められている。
- 現在106ヶ国（含むEU）が締結しており、ロシアが締結すれば京都議定書は発効。
- 大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるには、京都議定書の目標達成だけでは不十分であり、温室効果ガス排出量を更に大幅に削減し、長期にわたり着実に削減することが必要。京都議定書はそのための重要な第一歩。

2. 我が国の温室効果ガス排出量の状況

- 京都議定書による我が国の削減約束は、2008～2012年の温室効果ガス排出量を1990年に比べ6%削減。しかし、我が国の温室効果ガス排出量は増加傾向にあり、2000年度の排出量は1990年比で8%も増加。早期に減少基調へ転換させることが必要。
- 部門別に見ると、産業部門（製造業）は0.9%増、運輸部門（貨物、旅客）は20.6%増、民生部門（家庭・オフィスビルなど）は21.3%増。

3. 我が国の温暖化対策の進め方

- 京都議定書の6%削減約束の達成に向け、政府の地球温暖化対策推進本部（本部長：総理）は、2002年3月に、新しい地球温暖化対策推進大綱を策定。
大綱は、「環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築」等の基本的考え方のもと、定量的な導入目標量を掲げつつ、100以上の対策を網羅。今後、必要な事業量を確保し、こうした対策を着実に推進することが必要。
- ステップ・バイ・ステップのアプローチにより、節目となる2004年、2007年に施策の進捗状況・排出状況等を評価し、必要な追加的対策・施策を講ずる予定。

4. 地球温暖化問題の今後の課題及び対策の進め方（私論）

- 大綱の見直しは2004年に行うが、昨今の温暖化対策やそれを巡る状況をみると、議定書の削減約束の達成は危機的状況。しかしながら、6%削減約束の達成は技術的・経済的に十分可能であり、経済活性化や雇用創出にもつながるように、新しい対策技術の開発普及や集中導入等を図るための新たな手法の準備が必要。
- 温暖化防止の取組はいずれは世界全体での実施が必須。関連ビジネスが大いに発展すると期待。欧州諸国は、経済合理的に温暖化対策を促す手法の導入を積極的に推進。
- 工場・事業場への規制措置や、自主的取組だけではなく、マーケットメカニズムを活用し、すべての人々の経済合理的な取組を公平に促すとともに、集中的な対策技術の導入等の幅広い温暖化対策を推進する手法として、温暖化対策のための環境税の導入も考えられる。